

## Ashiya information

## お知らせ

ペDESTリアンデッキの愛称が  
「芦屋高翔デッキ」に決定

ホームページ



ネーミングライツパートナーが株式会社高翔に決定しました。令和8年4月1日からJR芦屋駅北側の「ペDESTリアンデッキ」の愛称は「芦屋高翔デッキ」となります。命名権料は、施設の魅力向上や必要な補修費等に使用します。詳細はホームページをご覧ください。

■問い合わせ 道路・公園課 ☎38-2062

## 4月1日から芦屋市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の利用申請を開始

4月から全てのこどもの成長を応援し、良質な成育環境を整えるために、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が始まります。利用をご希望の方は4月1日更新のホームページでご確認ください。

■利用申請開始日 4月1日(水)

■対象 市内在住、生後6カ月～満3歳未満、認可保育施設および企業主導型保育事業所を利用していない方

■料金 1時間あたり300円(予定)、利用は月10時間まで。

■申し込み 4月1日更新のホームページから

■問い合わせ ほいく課 ☎38-2128

※議会の議決を経て開始予定です。



ホームページ

## パブリックコメント(市民意見募集)の結果公表



ホームページ

たくさんのご意見ありがとうございました。3月1日(日)よりホームページで結果を公開します。

【計画名(担当課)】

- ▶第5次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針(人権・男女共生課)
- ▶新行財政改革基本計画(第2期)(DX行革推進課)
- ▶芦屋市公共施設等総合管理計画(DX行革推進課)
- ▶芦屋市都市計画マスタープラン(立地適正化計画)(都市政策課)
- ▶芦屋市みどり豊かな美しいまちづくり条例(まちづくり課)

■問い合わせ 市民参画・協働推進課 ☎38-2007

## 芦屋病院の病室使用加算額(個室料金)および設備使用料を改定

療養環境の改善を目的とした設備更新および諸費用の上昇を踏まえ、病室使用加算額(個室料金)および設備使用料を令和8年6月1日より改定します。

①病室使用加算額(税込)

		市内在住の方	市外在住の方
個室 A	改定前	11,000 円	13,200 円
	改定後	14,300 円	16,500 円

②設備使用料(税込)

		テレビ	1,100 円 / 日
個室 B	改定前	冷蔵庫	220 円 / 日
	改定後	スマートテレビ および冷蔵庫一式	1,650 円 / 日

■問い合わせ 芦屋病院経営企画課 ☎31-2156

## 申請・届け出

## 立地適正化計画に伴う届出制度の開始



ホームページ

4月1日に都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画(都市計画マスタープラン)を公表予定です。計画の公表に伴い、一定規模以上の開発行為や建築等行為などには届出が必要となります。

■問い合わせ 都市政策課 ☎38-2073

## 児童手当の申請(多子加算)をお忘れなく



ホームページ

多子加算の算定対象となっている18歳年度末(高校卒業)を迎える子がいる受給者が引き続き多子加算の算定を受けるためには、額改定請求書および監護相当・生計費の負担についての確認書の提出が必要です。※多子加算の対象となるのは、受給者のうち22歳年度末までの子が3人以上いる方です。

■対象 多子加算の算定対象となっている18歳年度末を迎える子がいる受給者※世帯内に申請の対象となる児童がいる方には、3月上旬に申請のお知らせを送付します。

■提出期限 4月16日(木)〈必着〉でホームページ(オンライン申請)または下記へ。※期限内に間に合わない場合、申請の翌月分から多子加算の算定となります。

■問い合わせ こども政策課こども支援係 ☎38-2117(〒659-8501住所不要)

高額医療・高額介護  
合算療養費制度

ホームページ

医療保険と介護保険を合わせた自己負担額が高額になる世帯の負担を軽減します。

■対象 令和6年8月1日～令和7年7月31日に医療保険と介護保険を合わせた自己負担額が高額で、令和7年7月31日時点で国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入していた世帯

■申し込み 支給対象となる世帯へ3月中旬に案内を送付しますので、申請書を返送してください。※対象期間に保険を異動した人は、対象となっても案内が届かない場合があります。対象期間中に加入していた医療保険へお問い合わせください。

■問い合わせ 保険課係 ☎38-2035/保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037

## 軽自動車・原動機付自転車等を所有する人へ



軽自動車税は毎年4月1日現在に軽自動車(原動機付自転車を含む)を所有している人へ課税されます。廃車・譲渡した場合や盗難にあった場合は、廃車手続きをしてください(登録をそのままにすると引き続き課税されます)。

市外へ転出する場合や海外へ出国する場合も、必要な書類を確認の上、下記の場所で必ず登録の変更・廃車等の手続きをしてください。

※年度途中で廃車された場合も軽自動車税を月割計算して還付することはありません。

種別	手続きの場所
【芦屋市ナンバー】 ・原動機付自転車(125cc以下) ・小型特殊自動車 ・ミニカー ・特定小型原付	芦屋市役所課税課管理係 (北館2階30番窓口) 〒659-8501 精道町7-6 ☎38-2015
【神戸ナンバー】 ・軽自動車(二輪・125cc超250cc以下) ・小型自動車(二輪・250cc超)	神戸運輸監理部兵庫陸運部(魚崎庁舎) 〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町34-2 ☎050-5540-2066
【神戸ナンバー】 ・軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会兵庫事務所 〒658-0046 神戸市東灘区御影本町1-5-5 ☎050-3816-1847

■問い合わせ 課税課管理係 ☎38-2015

【神戸運輸監理部からのお願い】

自動車の検査・登録手続きは比較的混雑していない3月中旬までにお済ませ下さい。継続検査は、自動車検査証の有効期間の満了する日の2カ月前から受けられますので、余裕をもってお受けください。



ホームページ



ユーザー車検予約サイト